

## 第14回規制改革会議終了後記者会見録

1. 日時：平成25年8月22日（木）16:30～17:36
2. 場所：合同庁舎4号館6階620会議室

○司会 それでは、第14回規制改革会議終了後の記者会見を始めたいと思います。

まず初めに、岡議長より、本日の概要をお願いいたします。

○岡議長 皆さん、お忙しいところ、ありがとうございます。

本日、総理御出席の下で、第14回規制改革会議を行いました。

本日の議事を御紹介しますと、第1の議題は、この7月から来年6月までの1年間のサイクルの中での「最優先案件」を審議し決定しました。これは7月26日の会議で候補として審議、討議した中身と基本的には変わっておりません。

念のため申し上げますと、1つ目が「保険診療と保険外診療の併用療養制度」、2つ目が「介護・保育事業等における経営主体間のイコールフッティングの確立」、3つ目が「農地関連規制の見直し」という3案件を「当面の最優先案件」とすることを決定しました。

次に、議題2として、農林水産省からのヒアリングを行いました。今、申し上げました最優先案件の「農地関連規制」に関連するもので、農林水産省から「農地集約の中間管理機構」の構想についての説明を受けた後、質疑応答を行いました。いろいろな意見が委員から出されまして、農林水産省にはそれを受け止めていただいた部分もあったと思います。ただ、大変大きなテーマであり、本日のヒアリングだけで我々の意見をまとめることには至っておりません。私どもとしては、更に数回、農林水産省との意見交換を経て、できるだけ早いタイミングで当会議としての意見を取りまとめたいと考えております。

最優先案件の残り2つにつきましては、いつごろに取りまとめるのか、これは「見直し」という形で御理解いただきたいのですが、私どもとしては、年内を取りまとめのタイミングにしたいと考えております。

3つ目の議題は健康・医療ワーキング・グループからの報告という形で、本日の会議の中でも議論した結果、「革新的医薬品・医療機器の価格算定ルール」に関して、会議としての意見がまとまりました。その内容は皆様のところに配付されていると思います。本日の会見には、健康・医療ワーキング・グループの座長として、この取りまとめに御活躍いただきました翁委員に同席いただいております。翁委員は所用があり、5時過ぎには退室せねばいけませんので、私の御報告の後の質問時間では、まずこのテーマを集中的にやりたいと思っています。本件について御質問がある方はできるだけお早めをお願いします。

4つ目の議題は「規制改革ホットライン」でございます。本件につきましては、既に皆様方には何度も御説明しております。私自身の反省を若干込めて申し上げますと、前期は4カ月という時間的制約もあり、ホットラインであがってきた案件の審議を十分深められなかったと理解しております。今期は、規制改革ホットライン対策チームも設置して、ホ

ットライン案件に対し、より積極的に、しっかりと取り組んでいきたいと思っております。

本日は、このホットライン対策チームがどのようなやり方で取り組んでいくかについて決定しました。お手元に配付している資料（４－２）に記載ありますが、８月１日までの間にホットラインに寄せられた案件が1,025件もございまして、このうち事務局でいろいろ精査のうえ、規制改革として取り上げ、担当省庁に提示したものが459件ございます。このうち既に226件について担当省庁から回答が来ております。これらは全て内閣府のホームページに載せておりますので、皆さん御存じのことかと思いますが、念のため申し上げます。

議題の５は、ワーキング・グループでございます。５つのワーキング・グループの設置につきましては、既に御報告しておりますが、各ワーキング・グループの構成メンバー、専門委員が今日の本会議で決定しましたので、各ワーキング・グループの皆さんには早速活動に入るようお願いいたしました。次回の会議は９月12日に予定していますが、それまでの間に、各ワーキング・グループには、それぞれ会合を開き、検討項目についての考えをまとめていただいたうえで、９月12日の本会議で報告いただく。そしてそれをベースに本会議の場で検討し、議論して、各ワーキング・グループの検討項目を決定する予定でございます。したがって、各ワーキング・グループが何を取り上げるのかにつきましては、９月12日の次回本会議で決定すると御理解いただきたいと思います。

本日は、以上５つの議題で議論をさせていただきました。

それでは、これから皆様方から御質問いただきたいと思います。先ほども申し上げましたように、翁座長の御都合がございまして、まず、今日取りまとめました薬価に関する意見から御質問いただきたいと思います。どうぞ宜しくお願い致します。

○記者 「価格算定ルールについての規制改革会議の意見」とあるのですが、これまで出されているものと大体「規制改革会議の見解」という形で出されていたのですが、ちょっと細かい言葉の問題ですが、「意見」という言葉にされたことの狙いを教えてください。

○岡議長 今の御質問は私から回答します。これは本日の薬価に限らず、先ほどの最優先案件の３件も含めまして、これから会議が取りまとめて外に公表する、あるいは担当省庁に提示していくとき、我々は「意見」という言い方にしようということをして7月26日の会議で決定いたしました。前期の「見解」と「意見」とどういう差があるのかについては、むしろ皆さんが専門ではないかと思うのです。なぜならば、そのような提案をしていただいたのは会議メンバーの中のメディア御専門の方でありまして、「意見の方が意味が深い」という御意見をいただいたので、それをそのまま採用させていただいたということでございます。

他はいかがでしょうか。

○記者 翁座長に医薬品のところでお願いしたいのですけれども、長期収載品のところで薬価を引き下げるといふ形での意見を書かれていて、これは長期収載品を下げると、今の

ルールでいくと後発品の方も下げなければということを含むのかなと思うのですが、そこはどのような議論だったのかというのが1点。

もう一つは、直接の意見ではないのですが、革新的な医薬品を評価する際に、今、TPPの方では、特許期間を延長するという事で革新的医薬品を保護するというアメリカなどからの提案もあるようですけれども、その点については今回、会議で意見があったのか。なくても、規制改革会議としてはどう捉えているのかお願いいたします。

○翁座長 まず、最初の御質問でございますが、長期収載品を下げるということを念頭に置いております。長期収載品を引き下げる。非常に大きく引き下げますと、これは後発医薬品メーカーの方にも影響が出てくる。そういったことを考えまして、私どもとしましては、長期収載品は下げるけれども、同時に後発医薬品をどんどん広めていくことの取組と一緒に価格差をどうしていくのが適正かを考えていくべきだという提案にしております。

2点目につきましては、TPPの動きは承知しておりますけれども、今回の意見には反映させておりません。これからこういったことについても改めてまた議論するという状況になってございます。

○記者 薬価制度がいろいろ書かれているのですが、この中でも特に一番実現したいものはどれに当たるのか。あと、後発品を普及したいということですが、こちらには高額療養費制度の適用ということが書いてあるのですが、これは高額療養費制度に限って後発品の選択を原則とするという意味なのでしょうか。

○翁座長 答えいたします。

一番ということで申し上げますと、1ページ目の(1)イノベーションの評価の積極化が私どもが一番主張したいところであったと思います。ただ、この問題は、上から1ページ目の上から2つ目の○にございますように、バランスを欠いた議論をしてはいけないと考えておりまして、国民に有効な医薬品・医療機器をいち早く届ける、国際競争力を高めるというのは、正に(1)を主にならねようという目的でございますが、同時に、そればかりをやっておりますと、保険財政の方にも影響が出てくることがございます。ですから、保険財政の適正化を図ることも非常に重要だということで、特に後段の方にジェネリックの普及ということも非常に重要なのだ。長期収載品の価格を下げることも重要なのだということを指摘しているということでございます。ですから、いずれも重要なのですけれども、(1)そして価格予見性の向上の(2)といった点を特に主張したいと考えているところでございます。

2点目、後発品のところにつきましては、2ページ目の2の最初のポツのところでございますけれども、ここはやはり長期収載品の薬価を下げると同時に、ここでまず、後発医薬品の普及の取組をすべきであるということを言っていて、価格差を総合的にジェネリックの普及の取組とあわせて適正な価格を考えるべきだということをも、1点目として言っております。ただ、価格差、薬価の差が患者の医薬品の選択の判断材料にならないことがあるのが、典型的なのがここに書いてあります高額療養費制度を適用される場合である

ということでございます。ですから、こういった場合にどういうやり方でジェネリックを普及させていくのか。そういったことをより真剣に考えるべきではないか。具体的な措置を講ずるべきであるということを提言しているということでございます。

○記者 そうしますと、高額療養費制度の患者さんには、後発品を原則使ってもらおうという提案なのでしょうか。

○翁座長 そういった考え方もあると思います。または、医師がなぜ後発医療品を使わないのかということについて、例えば説明責任を求めるとか、そういったやり方もあると思います。いろいろなやり方があると思いますけれども、いずれにせよ、後発医薬品の選択を価格で患者が選ぶということがございませんので、よりもう少し踏み込んだ対応が必要ではないかということで、そういった措置を講じるべきであるということを提案しているということでございます。

○記者 後発品と長期収載品の価格差ですけれども、長期収載品の価格差が下がってきますと、患者さんとしては、そんなに値段が変わらないのだったら長期収載品を選ぼうという話にもなるかと思うのですが、長期収載品だけ下げるという提案はよく分からないところがあるのですが。

○翁座長 長期収載品との価格差は今、7割で後発医療品の価格がついているのですが、後発医療品が上市された段階で引き下げ幅が4～6%ぐらいのレベルなのです。それをもう少し引き下げることを通じて保険財政に寄与するようにし、ジェネリックの企業に対してはそんなに大きな影響がないようにジェネリック普及を促す。長期収載品の価格を下げる、同時に後発医薬品も広める。そういうことによって保険財政をより適切にやっていくべきではないかという提言でございます。

御理解いただけましたでしょうか。

○岡議長 よろしいですか。

○記者 今の方の質問と趣旨は一緒なのですが、今の御説明もよく分からないのですが、長期収載品だけ下げて、ジェネリックを下げないと差が縮まるわけですから、お金の面でジェネリックを使うというインセンティブと逆になりますね。それをやりながら、長期収載品を下げるけれども、ジェネリックは普及させたい、だけれども、ジェネリックの値段は下げないというのは、アクセルとブレーキを一緒に踏んでいるような感じがするのですが、どうやってこれを両立させるのかというイメージがよく分からないのですが、そこはいかがですか。

○翁座長 ここにも少し書いてございますけれども、もちろん価格差は縮まるころはございますが、一方で、その後は価格改定ごとにどんどん価格は市場価格で引き下がっていくわけでございます。ですから、私どもとしては、まず、最初の引き下げ、ジェネリックが出る時の引き下げ幅、ジェネリックが上市された段階の引き下げ幅をもう少し、まず、このところで引き下げをするべきであるということを言っております。

しかし、若干、価格差が縮まることによって後発医薬品メーカーが選択されないことが

ないように、より一層、ジェネリックを推進することによって保険財政全体を下げていくことを両立してほしいということを言っているということです。というのは、ジェネリックメーカーもジェネリックメーカーで厳しい戦いをしているわけですので、そこがうまく両立する方法で考えていく必要があると考えているということですので。

○記者 つまり、ジェネリックの値段は下げないけれども、別の手段でジェネリックを使ってもらおうということをおっしゃっているのかなと思うのですが、その方法というのは何か議論があったのでしょうか。イメージがそこもちょっとよく分からないのですが。

○翁座長 1つは、保険者機能の強化ということでございまして、今、いろいろな健康保険組合とか、医療保険の方でレセプトを分析して、そして、長期収載品を使っている人に対してジェネリックの使用を促していくというやり方で医療費を削減するという取組が既に起こってきております。そういった保険者がしっかりとレセプトを分析し、後発医療品を使うように促していくというやり方が1つあると思います。同時に、医療関係者に対しても原則として、後発医療品を使っていくという方向で、何らかの影響がある場合、後発医療品をやる場合に医療上の問題がある場合はきちんと配慮する必要がありますけれども、そうでない場合には、より後発医療品を使っていく、医薬品を使っていくことを促していくというやり方もあると、そんな議論をいたしております。

○記者 ありがとうございます。

もう一点、別の質問ですが、今回の意見全体として見ると、主眼としては、日本でいい薬を早く使えるようにしようということ、値段を通してインセンティブを与えようということだと思っておりますけれども、それだけやると、単に、メーカー側にとってはいい話かもしれませんが、財政あるいは国民負担という意味で言うと大きくなりますので、それを今の長期収載品とかジェネリックでバランスをとるという意味だと思っておりますが、医療財政として見たときのトータルとしては、これは中立、つまり、片方は増やすけれども、片方は減らすことで全体としては中立というイメージなのか、それともそこはどちらかが大きくて、どちらかが小さいみたいなバランスがあるのか、その辺はどのようなイメージなのでしょう。

○翁座長 これは個人的な感想ですけれども、そんなに大きく膨れ上がることがないようにと思っております。

もう一つ申し上げておきたいのは、最初の革新性の評価のところにつきましても、介護費用とか医療費とか、そういったものを新しい医療機器とか医薬を上市することによって、使われることによってコストがこれだけ下がるといったことについてもそれを価値として認めるべきであるということで、このところにも保険財政についての配慮をしているところがございます。メリハリのある薬価制度にしていき、より革新的なものについては評価をし、そして、長期収載品のようなものについては下げていくという方向で、変えていく必要があるのではないかとというのが全体としての趣旨でございます。

○記者 まず、これが2期目というか、1回答申を出されて、これからまた議論が本格化

していく段階だと思うのですが、この意見をなぜこの段階で先行的に出されたのか。その問題意識がどういうところにあったのかということと、今、細かい解説はしていただいたのですけれども、今回の意見は、概括的に言うと、どういうことを狙って、どういうことをやろうとしている意見なのかを教えてください。

○翁座長 御質問ありがとうございます。

今回この見解を出すことになった趣旨は、いわゆる日本再興戦略においても国民の健康寿命の延伸という大方針がございまして、その下で革新的な製品を世界に先駆けて実用化するということと、医療関連産業の国際競争力を抜本的に向上させるということが掲げられている。そういった中で、私どもとして、以前からこの革新的医薬品や医療機器についての価格制度について取り上げていこうということで項目として挙げておりました。

そして、なぜこのタイミングなのかといいますと、平成26年4月の価格改定に向けて厚生労働省において中医協の議論が始まるところでございます。ですから、早いタイミングで提言をすることによって、日本再興戦略での革新的な製品を世界に先駆けて実用化するというところに関して、私どもとしてもこういった提言をさせていただきたいということを出したということでございます。

○記者 さらに、細かいことはともかく、全体の構造として今回の意見はどういうことを狙って、どういう内容になっているのかをざっくり教えていただければと思います。

○翁座長 やはり国民の健康長寿、国民の願いをかなえるということが私どもの大きな目標でありまして、そのためには医薬、医療機器の革新的なものがどんどん上市されて国民に活用されていく。デバイスラグやドラッグラグが短くなってということが大きな目標であるということが1つ。もう一つは、産業競争力ということで、医薬品メーカーとか医療機器メーカーは潜在的に非常に力があると思っておりますので、そういったところの国際競争力を高めていくためにも、こういった薬価制度についても考えていく必要があるという問題意識でございます。

○記者 1点目、確認をしたいのですけれども、今回の意見は、後発品使用促進とか長期収載品の引き下げの財源によって革新的な医薬品の評価を充実してほしいというパートナーといいますか、財政中立みたいな考え方の下に成り立っているのかどうかをまずお聞きしたいです。

○翁座長 必ずしもそういったことを大前提で議論しているわけではありません。革新的な医薬品の評価というと、どうしても価格が上がるという方向に受け止められがちなのだけども、保険財政への配慮は非常に重要なので、そこについてはきちんとジェネリックの普及について考えていく必要があるということで、それが完全に財政中立であるべきとか、そういう議論をしていたわけではございませんが、そういう視点は非常に重要なのではないかとということで掲げさせていただいております。

○記者 もう一点、長期収載品の引き下げですけれども、新薬メーカーは長期収載品の売り上げによって新薬の開発費を捻出しているという構造があるのですが、引き下げによる

と新薬の研究開発費が損なわれていくという考え方もあると思うのですが、その辺りはどう考えますか。

○翁座長 それはより革新的な、よりよい医薬を作っていただくということで、そのところで評価をしてもらうという考え方をとっているということでございます。

○記者 2ページ目の一番最初にある新薬創出加算を継続すべきという意見ですけれども、これは今の試行的実施を継続すべきという意味なのか、恒久化すべきという意味なのか。そこはいかがでしょうか。

○翁座長 恒久化とは言っておりませんで、当面続けていくと考えております。

○記者 最後、中医協の検討状況を見定めて必要に応じて厚生労働省に対して報告を求めていきたいということですが、これは基本的に中医協の議論を尊重するというお立場なのか、それともしっかり報告を求めて、それが満足いかなければまた要請していくということなのでしょうか。

○翁座長 もちろん中医協の議論は尊重させていただきますけれども、私どもの見解も是非反映させていただくようにしていただきたいということでございます。

○記者 今の話とも関連するのですが、当面の最優先案件についてというところで、保険外併用療養費制度を1番目に掲げていて、こちら中医協への提言みたいところで、有効な医薬品をいち早く国民に届けると、これはいわゆる当然、保険収載を早くがんがんしていきましようということだと思っておりますが、このプライオリティーというか、この辺りの位置付けは、利用者の関係性はどのようなイメージなのでしょうか。

○翁座長 ありがとうございます。

再生医療製品のところでは保険外併用療養費制度の活用について少し触れておりまして、ただ、これは特に再生医療製品については、これから強力で推し進めていかなければならないところがございますので、こういった条件及び期限付承認を得てから本承認を受けるまでの間ということを記載させていただいております。保険外併用療養費制度の議論につきましては、正にこれからでございます、いろいろな議論がこれから展開されていくと思います。ここではまだこの段階にとどまっております、再生医療のところコメントが入っているだけですが、正にこれから本格的に第2クールで議論する予定でございます。

○記者 とりあえず、念頭に置いているのは再生医療についてが主ということでしょうか。

○翁座長 この見解ではそうでございます。

○記者 イノベーションの評価の積極化のところ、翁座長にお伺いたします。

今の日本国内における医療機器については、やはり海外勢が強いという実例があります。例えばハイブリッド手術室とか、ダヴィンチ、内視鏡手術支援ロボットはほとんど外国製品で構成されています。海外の流れを見ますと、こういった高額な医療機器については、既に先行投資とか、海外の企業が圧倒的な強さを持っています。その中で、日本の企業が

これから生き残っていくといったら、本当にニッチな部分でやっていくしか、そのところしか余地は残されていないように思います。その中で、日本の企業と海外の企業とで研究開発費に圧倒的な差がある中で、どのように積極的評価をして、例えば評価だけでは足りないとなったときに、今後どのような方策をとったらよろしいのか、御意見がありましたらよろしくをお願いします。

○翁座長 ありがとうございます。

正におっしゃるとおりで、価格だけでそれができるわけではないと思います。私どもはもう既に見解を出してきておりますけれども、医療機器などにつきましては、今回、薬事法が改正される予定でございますので、そういったところで総合的にいろいろな取組、デバイスラグをもっと小さくする。民間認証機関の能力を向上させる。そういった取組に加えて、国全体としてどうサポートしていくのかという議論がどうしても必要になってくると思います。

○記者 イノベーションの評価の積極化の中で、QOLとか質調整生存年の議論なども出ているのですが、既に1年程度、中医協の下の部会で議論が続いているわけですが、それでは不十分という御指摘なのか、それを加速化せよという御指摘なのか、その辺をお願いします。

○翁座長 御質問ありがとうございます。

正に加速化して、海外の動きを見てみますと、そういった取組が非常に積極的になされていますので、日本でもそういった取組を加速化して、そういった価値が反映できる薬価制度について改善すべきだというニュアンスで書かせていただいております。

○岡議長 それでは、このテーマについてはよろしいですか。

私どもは前期も健康・医療ワーキング・グループを立ち上げましたが、今期も引き続きワーキング・グループとしてやっていきます。さらに、今日御紹介しました当面の最優先案件の中にも、正に医療・健康関係、いわゆる混合診療を取り上げていこうということで、この分野には大変力を入れて取り組んでいこうと思っております。今期の活動が始まったばかりのタイミングで、まず、薬価に関わる部分について意見を取りまとめたということでございます。これから更に相当幅広く突っ込んだ議論を行い、この分野に積極的に取り組んでまいりたいと考えております。

今日の薬価に関する意見の中にありましたように、健康・医療分野のテーマを議論するときに常に考えておく必要がある、幾つかの重要な視点があると私どもは考えております。1つは、そういった医療技術ができるだけ早く国民に届くようにするという視点と、日本企業の開発意欲を高めてもらう視点。先ほどの会議で翁委員より、現在、医療関係の貿易バランスが2兆円を超える赤字だというお話もありましたが、日本の企業の開発意欲を高め、日本で開発されたものが早く国民に届くようにすることが大変重要な視点だろうと思います。もう一つの視点は、保険財政をしっかりと見ていく必要があるだろうということで、他にも視点はああると思っておりますけれども、特にこの3つの視点のバランスを見ながら



やっていくことが重要ではないかと受け止めております。そのような考え方から、今日、早速、薬価の部分についてのみ意見を取りまとめたのだと御理解いただきたいと思います。

それでは、それ以外の分野におきましての御質問を受けたいと思います。よろしく願いいたします。

○記者 農業の件で伺いたいのですが、まず一つは、農地中間管理機構の農林水産省からのヒアリングでどのような意見が出たのかをまず、教えていただきたいと思います。これから数回、意見交換を経てということですが、先ほど次回会合を9月12日ということで、農業ワーキングの検討はそこで決まるということになるかと思うのですが、本会議の中間管理機構のヒアリングと、12日にワーキングの検討事項を決めるという、この兼ね合いといいますか、その影響といいますか、そこはどのようになるのですか。

○岡議長 今の2つ御質問の2つ目から回答させていただきますと、今、農林水産省で考えている農地集約の中間管理機構に関わる農地の規制の部分につきましては、引き続き本会議で集中的に検討してまいります。ですから、9月12日に決まる農業ワーキング・グループの検討項目の中に、もちろん農地に関するテーマは出てくるかもしれませんが、そこは別に対応していこうと考えております。

一つ目の質問でございますが、今日の農林水産省からの御説明に対し、幅広く、たくさん質問が出ました。共通していることは、今回の話は、強い農業、競争力のある農業、若い人に魅力ある農業、あるいは成長産業化する農業、そういったものを目指すのだという大きな方針の下、これは今日、総理も冒頭のご発言の中で触れておりましたが、そういう政策を実現するためのいろいろな手だての1つとして、農地を集約して、大規模化した生産性の高い農業をやることが大変重要ではないか。したがって、それをどのように実現していくのかということに尽きるわけでありまして。今日の御説明の中では組織論、組織論というのは、中間機構の中に運営委員会を作るとか、あるいはその運営委員会の下でというか、それとの関係において、既にある「人・農地プラン」との関係はどうするのか。昔からあります農業委員会との関係をどうするのか。また違った切り口で農協がどう絡むのかというような、いわゆる組織に関わるやりとりが結構あったと思います。それについては、農林水産省からは、既に決まっている部分は決まったという形の御説明をいただきましたけれども、これからさらに議論を詰めなければいけない部分が大分あったと思います。そのところは引き続きの議論になっていくのかなということでございます。

もう一つは、この構想は、簡単に言いますと、まず、農家から農地を借り上げる部分と、借り上げた農地を集約化して、その集約化した農地を今度は農業をやりたい方に貸す。簡単に言うとそういうことです。この中間管理機構を中心として、借り上げるのときの議論、貸すときの議論も意見交換の中で多々あったと思います。これについても、別に今日で何かが決まったということではございませんので、引き続き議論していきたいと思っております。

私からも最後にこのように申し上げました。強い農業、魅力のある農業という大きな方針、これは大変結構なことであり、是非実現しなければいけない。その実現のための農地集約のための中間管理機構というのは、大変いい構想だと思います。例として、平成21年の改正農地法において、既にリース方式であれば、民間企業はほぼ無条件で農業ができるようになっています。うちの会社(住友商事)でもやっております。しかし、2つ課題があります。1つは、農地を貸していただくときに、一軒一軒個別に相対の交渉をしなければいけない。これは大変な手間暇がかかります。もう一つは、借り上げた結果、ぱっと見てみたら、大変な数の飛び地になっていますと。規模は大きくなるかもしれないけれども、集約はされていないという実情があります。この2つの課題をもしも中間管理機構が解決してくれるならば、大変素晴らしいではないですかということをお願いしました。

しかし、今日の多くの委員とのやりとりにあったように、先ほど触れました組織論の問題とか、あるいは農家から借り上げるときに助成金とか補助金をつけることも含めた借り上げに関わる部分の話とか、今度は集約した農地を誰に貸すのかということについて、公正、透明にきちんとできるのですかとかということの議論が行われたと思います。

私どもとしましては、この構想は大きな農業政策を実現するための1つの有力な、大変効果的な構想だという評価をした上で、さらに組織論なり、借り上げるところ、貸すところの個別論、各論のところでもう少し議論を進めていきたい。こういうことで今日は終わりました。

○記者 もう一つ、農林水産省の方は、臨時国会にこの法案を提出する意向ですので、最優先課題の3つのうちの農地の中間管理機構に関しては、9月中にもというところで、残りの2つは年内とさっきおっしゃいましたけれども、これは9月中という時間軸で考えておられるということですか。

○岡議長 おっしゃるとおりです。このテーマについての私どもの意見は、9月いっぱいをめどに取りまとめるよう、議論を集中的に進めていこうと思っております。

○記者 雇用を中心に伺いたいのですけれども、ワーキング・グループで例えば雇用ですと12個項目が挙がっているのですが、これはどういった基準で、あるいはどういった考えでこの項目をリストアップしたということになるのでしょうかというのがまず一点。

○岡議長 その12項目というのはどの。

○記者 各ワーキング・グループでの検討事項ということが挙がっていて、これが9月12日に最終的に決まるということだと思っておりますけれども、現在この項目がリストアップされているのはどのような。

○岡議長 事実関係としてまだ何もありません。

○記者 違いますか。今日配られた資料の中にリストが。

○岡議長 今日お配りした資料(4-2)は、ホットラインであがってきた案件のうち担当省庁に提示した459件をワーキング・グループごとに分類したらそういうことになりそうですよというカバーリングと項目名をそれぞれまとめたものです。決してそれが今期のワーキ

ング・グループの検討項目になるということではございません。

○記者 勘違いして失礼しました。

9月12日に各ワーキング・グループで報告するという事は、9月12日までの間に各ワーキング・グループが1回ないし、2回開かれるということによろしいのでしょうか。

○岡議長 おっしゃるとおりです。

○記者 当面の最優先案件の中に入っている、いわゆる混合診療のことでお尋ねしたいのですが、この問題はずっと長い歴史がある、議論の積み重ねがあり、春以降も、たしかどちらかというと産業競争力会議の方だったと思うのですが、こういう議論があり、それに対して厚生労働省としてはこういうことをやりますということで、保険外併用の手続に乗るような、手続をスピードアップしていきますという一定の答えをたしか出していたと思うのですが、それでも規制改革会議という場でこの問題をしっかり取り上げようという狙いですが、そこは一体どういうところにあるのか。もう少し端的にお尋ねしますと、今までの厚生労働省の対応は不十分であるという捉え方をされているということなのかどうか。この点についてお尋ねしたいのですが。

○岡議長 私どもは、これを今期の最優先案件として取り上げましたけれども、実は、もともと前期の健康・医療ワーキング・グループの検討項目に入っていたのですが、時間的制約があって、優先項目を2つ3つ選ぶときにこれが取り上げられなかったという経緯がございます。産業競争力会議の中での議論あるいはそれを踏まえての日本再興戦略の中でこの分野が一部取り上げられていますけれども、基本的に、再生医療の分野を中心とした取り上げ方をされていると了解しております。今回、我々としては、併用療養制度の対象を限定することなく、幅広く取り上げようと考えております。

従来の厚生労働省の検討が十分だったかどうかということについては、私には評価のしようがございませんが、少なくとも現状の評価としては十分ではない。もっともっと併用療養制度の範囲を拡大していてもよろしいのではないかと考えております。そういう考え方から、今回は最優先案件として取り上げさせていただいたということでございます。

○記者 農地の集積バンク、農林水産省ヒアリングに対して、今の議長のお話ですと、公正性、透明性のところが大丈夫なのかという御意見も出たというお話でしたけれども、農林水産省提案を見ますと、公正な貸付についての規定を設けたいという項目もございまして、そうしますと、この農林水産省提案ではまだそういう公正性、透明性が不十分だという御認識で御意見が出たのかどうかをお聞きしたいのと、あと、農業委員会、農協という組織論の問題が出たということは、この機構が目指している農地集積をうまく機能できない障害として既存の組織が問題になっているという御発言でこの組織論が議論されたのか。その辺をもう少し詳しくお話いただきたいのですが。

○岡議長 1点目につきましては、農林水産省の提案が公正性、透明性に欠けるということを申し上げたものではありません。彼らの説明でも、公正性、透明性を高めてやりますという発言もありました。ただ、具体的にどのような形で公正性あるいは透明性を維持する

のかということについての議論がまだ十分ではないでしょうという意味でございます。

2点目につきましては、農業委員会、農協が絡んだら駄目になるという視点からではなくて、今回の中間管理機構の中に作られる運営委員会の構成メンバーの可能性として、農業委員会あるいは市町村長等々、そういういろいろなお話が出たわけでございます。それに対して、何人かの委員からは、新しい機構を作るのに、その中に運営委員会を作って、その権限も今一つはっきりしない部分が若干あるうえに、その構成メンバーの中に既存の組織を全部入れ込んでいくことで本当にきちんと機能するのかなど。そういった観点から、しっかり議論しましょうということで、決して入ることに反対だといったわけではありません。そういうことでよろしいでしょうか。

どうぞ。

○記者 今日最優先案件について、前回の岡さんと大田さんの提案から出ている3件しかなかったのですけれども、最優先案件に他の委員から提案は今日はなかったのか。あと、年内に混合診療と保育・介護の問題をやるということでしたが、そうすると、秋の国会の方に反映させられる意見はこの後、考えられないということなのではないでしょうか。その辺についてスケジュール感を教えてください。

○岡議長 この最優先案件3件以外に何か違う案件を追加しようという意見があったかどうかということについては、ございませんでした。当面この3件でいくことについて、全ての委員の皆さんの賛同をいただきました。

ただ、以前にも御説明したと思いますが、委員の皆さんの了解として、この7月から来年6月までの1年間、この3件でおしまいということではなく、この3件以外にも必要に応じて最優先案件として取り上げていきますよということで皆さん了解していますから、今日の会議では出てこなかったけれども、例えば何カ月かたったときに、この案件も取り上げるべきだという案件が出てくる可能性は大いにあると御理解いただきたいと思います。

また、もうちょっと具体的なことを申し上げますと、先ほど御質問がありましたように、農地関連規制の見直しは9月中に意見を取りまとめる覚悟でやりますので、これがそういう形で意見を出した後は、もう一件最優先案件を追加しようという話を会議の中でしていくことも十分あり得ます。まず、そういう御理解をいただきたいということです。

二つ目の御質問につきましては、秋の成長戦略に貢献するようなものがワーキング・グループの検討項目で出てくることももちろんありますし、また、それ以外のところからも貢献するようなものが出てきて、最優先案件として取り上げる可能性も今の段階で私は否定しておりません。そのように幅広く、柔軟に御理解いただきたいと思います。

○記者 農業の関係ですけれども、9月までに結論というか、意見をまとめようという中で、今日どこまで議論を我々が出ていった後に実際されていたのかちょっと分からないのですけれども、このペーパーの検討の方向の部分を読む限り、本当に農林水産省はそもそもこの議論が間に合っているのか。全然進んでいないのではないのかと正直、思わなくもないのですが、岡議長の現在の中間管理機構の進みぐあいについての手ごたえはどうお考

えなのでしょうか。まず、それが1点です。

○岡議長 今日御説明を聞く限り、かなり詰まっているように私は理解しています。ただし、先ほど申しあげましたように、本当に目指すべき強い農業、魅力のある農業、そういったものを作り上げるための一手法としての構想ですね。その構想が大きな目標にちゃんとつながっていくというところをしっかりと確認していかなければいけない。それは何かというと、具体的に言うと、どうやって貸し手から農地を借りて、どうやって集約して、そして競争力のある農業をやろうという意欲のある方に貸し与えるかという部分について、これからもう少し議論が必要だと思っているのです。構想としては、貸すときは公正に透明にという考え方でやりますという御説明があったのですが、具体的にどういったところかについて、農林水産省ももう少し検討が必要なのかなと。また、我々との意見交換ももう少し必要なのかなと思っています。

それともう一つ、効果的、効率的な機構運営をする上で、今日、農林水産省から御説明があったような形で中間管理機構があって、その中に運営委員会があって、その運営委員会の構成メンバーの可能性としてはこうこうありますよということと、今、既に存在している「人・農地プラン」との接点、連携をどうするのだとか、あるいはもっと言うと、既に存在している農業委員会や農協とはどういう関係になるのかという、その辺の中間管理機構の運営そのものの具体的なところについて検討する必要があるのではないかとということと、私どもからそこではいろいろな意見を今日も申し上げたけれども、それがどれだけ反映されるのかということもこれからフォローしていく必要があるのかなと。

だから、非常に簡単に考えてしまえば、この構想は、借りる、集約する、貸す、競争力ある農業を作るという、本当に素晴らしい構想だと思っているのですけれども、それを本当に実現できる形にするために詰めていかなければいけない部分も残っているように思います。

○記者 関連でもう一個だけ。

運営委員会の部分の件で、さっき私の理解が追いつかなくて、農林水産省側から運営委員会はこんなメンバーもあり得る、あんなメンバーもあり得るという説明があったわけですね。例えばこんなのが入りそう、こんなものが入りそうともう一回、教えていただけませんか。

○岡議長 中心になるであろうというのは、既にその地域、その地域で農業をしている認定農業者、人・農地プランの中心経営体、中立の立場で公正な判断をすることができる学識経験者等。この「等」は何ですかという質問に対して、可能性とかアイデアとしてですけれども、例えば、農業委員会の会長さんとか、あるいは市町村の首長さんなどが考えられると思います。その中にぼやっと農協も入るのかな、入らないのかなといったような感じです。ですから、ここはまだ固まっていない。ただし、ここは大変重要だと思うのです。この機構が本当に効果的、効率的な運営をして、狙いどおりのことを実現するためには大変重要なのだろうと、こういう問題意識を我々の会議の多くの委員が思って、

そういう意見交換をした。農林水産省さんの方も、まだ決まったわけではなくて、今日の説明はこうだけれども、私どもの会議の委員の意見も十分受け止めますという形で今日のところは終わっています。

どうもありがとうございました。

引き続きよろしくお願いいたします。